

写

国監告第 13 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、平成 22 年度決算審査における指摘又は要望事項に係る措置について、別紙のとおり公表します。

平成 23 年 1 月 2 日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 小 口 俊 明

(写)

国 企 経 発 第 251 号

平 成 23 年 11 月 25 日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸 様

国立市監査委員 小 口 俊 明 様

国立市長 佐 藤 一 夫

決算審査における指摘又は要望事項に係る措置について（通知）

平成 23 年 9 月 7 日付国監収第 18 号により通知のありました件について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置したので通知します。

記

1. 監査等の指摘又は要望事項を受けた部局及び担当部長

- | | | | |
|-----|-----------|-----|---------|
| (1) | 総 務 部 | 部 長 | 竹 内 正 美 |
| (2) | 健 康 福 祉 部 | 部 長 | 雨 宮 和 人 |
| (3) | 都 市 振 興 部 | 部 長 | 小 沢 宏 康 |

2. 対応

(1) 全体意見

ア 市全般の物品管理について（会計課）

物品のうち備品については、備品台帳により、並びに、平成 22 年度からは教育委員会を除き財務会計システムにおいて管理されているが、国立市会計事務規則第 102 条に規定されている財産調書の作成、報告が省略され、現物確認にまでは至っていないように見受けられた。備品はもちろん、消耗品及び材料品も含めた物品の管理については、職員個々が市民から負託された貴重な財産であることを認識するとともに適正な事務執行に努められたい。

<現状・措置内容>

決算書の財産調書の作成は、公有財産及び物品は、従前より車両と美術品を掲載している。物品についての掲載は、「地方自治法施行規則」の中で、「重要な物品について必要に応じて記載すること」とあり、その規則に則り、国立市では金額についての区分は設けず、重要な物品として、車両と美術品を載せていた。

また、物品管理とりわけ備品管理については、平成 22 年度より財務会計の中で、登録・廃棄等の管理をしている。因みに、事務報告書のとおり市長部局だけでも備品については、一万点以上の登録がある。

財務会計の中で集計したところ、取得価格 100 万円以上の備品は 106 件、50 万円以上で 221 件、30 万円以上で 341 件となっている。

また、他市の決算書の中での物件掲載の状況は、国立市のように金額の区分がなく、車両等に限定しているところ、取得価格が 50 万円以上もしくは 100 万円以上のものを掲載しているところと、各市まちまちである。

従って、今回、決算審査の中での意見を踏まえ、今後は、金額に一定の基準を設け、年に 1 回は各部署で現物確認を行うように努める。またその折、パソコンソフトの管理等についても、「備品取扱要領」に従い、各部署で任命されている物品取扱主任者を中心に管理するようにしていきたいと考える。

イ 市全般の情報システム関連経費について（情報管理課）

法改正などに伴うシステムプログラムの改修経費の算出経過を見ると、導入時のシステム設計やカスタマイズなどを行っていることから、業者が特定され、業者からの提示額を採用しなければならないケースが見受けられた。

また、ホストコンピュータシステム関連機器である無停電電源装置の更新時における機種変更の経過を確認したところ、専門業者の意見を参考に接続機器の負荷容量等を見直したことにより、当初予定していた機種を小型機種へ変更することが可能となったものである。プログラムの改修やシステム機器の更新は、高度な専門知識が必要となることから、専門職員の育成、配置、または、アウトソーシングなどにより経費積算の適正化に努められたい。

<現状・措置内容>

予算積算段階では、事業者と具体的な協議等ができないため、参考見積りによる概算額を積算根拠とする場合が多い。また、契約段階では、事業者の協力を得て仕様を固めることが可能となるため、設計金額は予算積算額より低額となる傾向があり、契約金額は更に低額となる場合が多い。このような状況を改善するため、予算積算段階において、また、契約段階においては特に特命随契の場合に、経費積算の適正化を図っていく必要がある。

市全般の情報システム関連経費の適正化については、情報管理課単独の課題ではないことから、予算編成を統括する立場として企画部からシステムコンサルタントの導入について提案があり、現在、企画部と協議・検討中である。

(2) 個別意見

ア 総務部防災課；消防団活動貸与品等の管理について

消防団活動推進事業に係る経費、消耗品費並びに備品購入費において、分団からの要望を集約して防火衣、活動服等を購入しているが、購入・貸与品リストを確認したところ、

引き渡し日の記録がなく不完全であった。使用年数を確認することにより、性能点検や買替時期などの目安にもなることから、記録簿を備えるなど貸与品の適正な管理に努められたい。

<現状・措置内容>

消防団活動貸与品については購入決裁があるだけで、どの分団に何を貸与しているか記録が無い状態となっている。

今後、消防団への貸与品については、分団から受領証を徴するとともに記録簿を作成し適正に管理する。

イ 総務部情報管理課；情報セキュリティ対策について

インターネットの利用に関して、庁内LANフィルターを経由してのインターネット接続が基準であるところ、直接外部に接続している5か所（収納課、秘書広報課、市民協働推進課、議会、議会図書室）については、例外扱いとなっている。手続きの正当性を担保するためにも、国立市庁内情報処理ネットワーク管理運用要綱第3条第1号で規定している「業務の性格上、第5条に規定するシステム管理者が庁内LANに接続することが適当でない」と認めた場合」における判断基準を明文化するよう検討願いたい。

<現状・措置内容>

職員が業務上インターネットを使用する場合、私的利用を防止し、ウイルス感染、情報漏えいなどのリスクを回避するため、フィルタリングにより、ショッピングサイト、アダルトサイト、出会い系サイトなどのほか、ブログやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）についても原則として接続ができないようになっている。しかし、業務上ブログなどのサイトに頻繁にアクセスする必要があるため、アクセスできないと当該業務に支障を及ぼすような場合には、別の回線に直接接続してインターネットを利用することができるよう、例外的措置として、当該業務に使用するパソコンを庁内LANのネットワーク内に設置しないことを認めているが、その手続について、不明確な部分がある。

国立市庁内情報処理ネットワーク管理運用要綱の全体を見直した上で所要の改正を行い、手続きの明確化とその徹底を図る。

ウ 健康福祉部高齢者支援課；高齢者食事サービス事業に係る業務委託について

高齢者食事サービス業務委託について確認したところ、受託者へ調理従業者の定期的な腸内細菌検査の実施及び検査結果の報告を義務付けているが、食材等の検査の実施及び結果の報告までは求めていない。業務委託契約ではあるが、市が行う事業であることから、法的に義務化されたものではないが、食の安全・安心を確保するため、食材等の検査の実施及び結果報告も含め委託するよう要望する。

<現状・措置内容>

現在、業務委託契約において、受託者に対して、食材等の検査の実施及び結果の報告を

求めていない。

今後は、受託事業者が入手した食材の安全についての検査数値は国立市に報告することを、高齢者食事サービス委託契約の仕様書に明記する。

食材についての安全検査費用を委託予算に計上することについては、検討をしていきたい。

エ 都市振興部産業振興課；委託契約等の完了報告について

各課の主管課発注随意契約状況を確認したところ、農業振興対策に係る事業のうち地産地消推進事業委託契約において、完了報告書の徴取漏れがあった。この業務においては、平成 22 年度から 23 年度までの 2 か年を期間として事業化を目指していることもあり、委託業務の進捗状況の確認及び報告内容の分析などを行うためにも、委託業務の目的を再確認するとともに、完了報告書を受託者に求めるよう要望する。なお、随意契約については、その根拠を明確にすることと、完了報告書等契約要件としている提出書類の確認を、引き続き行うよう努められたい。

<現状・措置内容>

本委託事業は四半期毎に委託料の支払いをしており、その支払いに必須の添付書類である確認書については、そのつど受託者から「活動報告書」を提出してもらい、それを基にして「確認書」を作成し経理してきたところである。したがって、支払いに伴う書類の不備や手続きに落ち度があったものではない。しかしながら、今回指摘された委託業務の目的達成に向けた確認及び分析のための完了報告の徴取を怠ったことを重く受け止めている。

今回の指摘、要望については、経理が終了したこともあり受託者への催促を怠ったことが原因と考えている。

経理に必要な活動報告書に止まらず、事業が完了した際の業務完了報告書の提出により、本件業務仕様書の内容と突き合わせを行い、遺漏がないことを確認してはじめて事業が完了することを徹底した。

7 月 29 日の決算審査終了後、受託者に催促し 8 月 3 日に完了報告書（活動報告書）を受領し、内容を確認したところ、有償での回収も農家 27 戸の協力を得て、軌道に乗り始めている実績（回収額 912 万円）が窺えた。また、次年度（23 年度）への展望も見え、固定費（拠点の維持費）を払いつつも採算が可能との結論であり、事業継続への確信を持ったところである。

本事業は、平成 23 年度で終了となるが、今後同様の事業等に対して今回の指摘と要望を活かしていきたいと考えている。